

西宮市空家等対策計画改定支援業務
公募型プロポーザル参加者募集要項

令和3年6月

西 宮 市

第1. 趣旨

本公募型プロポーザル参加者募集要項は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に基づいて策定された西宮市空家等対策計画の改定支援業務を最も適切な者に委託するための手続き等について必要な事項を記載したものである。

第2. 業務の概要

1. 業務名

西宮市空家等対策計画改定支援業務

2. 選定方式

公募型プロポーザル方式により、企画提案書等を求め、対象業務に対する業務遂行能力、提案内容、見積価格等を審査し、受託候補者を選定する。

3. 業務目的

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、空き家が年々増加している。このような空き家の中には、安全性の低下、公衆衛生の悪化等様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているものがある。

このような状況の中で「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」が平成27年5月26日に全面施行され、市町村において空家等対策計画を定めることができることとされた。

本市においては平成28年度に空家等実態調査を行い、その結果を踏まえ、平成29年7月に「西宮市空家等対策計画」を策定した。

本市の状況は、計画策定時と異なり、すでに人口減少局面にさしかかっており、令和2年度に実施した空家等実態調査により把握した最新の本市の空き家の状況をふまえた「西宮市空家等対策計画」への改定作業の支援業務である。

4. 業務内容（詳細は仕様書参照）

（1）業務内容

- ①計画準備
- ②現状分析と課題整理
- ③空家等対策計画の改定支援
- ④西宮市空家等対策審議会開催の運営補助等

（2）業務期間

契約締結日の翌日（令和3年9月上旬予定）から

令和4年3月31日まで

(3) 予算額

7, 579千円(消費税及び地方消費税を含む)

第3. 応募の要領

1. 参加資格要件

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- ①西宮市指名競争入札参加資格者名簿(M: コンサル業)に登載されていること。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- ③西宮市から指名停止を現に受けていない者であること。
- ④会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- ⑤民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- ⑥代表者及び役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑦対象業務の記録と成果報告ができる者であること。
- ⑧特記仕様書(案)に記載されている業務について、専門技術者を雇用している等、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。
- ⑨本市の指示に柔軟に対応できること。

※上記参加資格要件について資格の確認基準日は応募書類の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに資格を欠く事態に陥った場合には、失格とします。

2. 応募条件

(1) 募集要項の承諾

応募者は応募書類の提出をもって、西宮市空家等対策計画改定支援業務委託公募型プロポーザル参加者募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) グループでの応募

複数の法人等によるグループで応募することはできない。

(3) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

- ① 本公募型プロポーザル参加者募集要項に定める手続きを遵守しない場合。
- ② 応募書類に虚偽の記載をした場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

3. 参加申込の手続き

(1) 本業務の公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、応募書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は一切返却しないものとする。提出された書類は、西宮市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）・・・10部（最低1部は原本とする。）
- ② 会社概要（様式第2号）リーフレット等を含む・・・・・・10部
- ③ 空家等対策計画改定支援業務及び類似業務の受注実績（様式第3号）
・・・・・・・・・・10部
- ④ 業務推進体制（様式第4号）・・・・・・・・・・10部
- ⑤ 統括技術者業務経歴書（様式第9号）・・・・・・10部
- ⑥ 統括技術者の所属を証明するもの・・・・・・・・・・10部
- ⑦ 主任技術者業務経歴書（様式第10号）・・・・・・10部
- ⑧ 主任技術者の所属を証明するもの・・・・・・・・・・10部

(3) 参加申込にかかる書類の提出期間

令和3年6月21日（月）～令和3年6月29日（火）必着

受付時間：8：30～17：00

- ※ 持参又は郵送するものとし、電子メールによる提出は一切受け付けない。
- ※ 土日祝及び受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(4) 提出先

宛 先：西宮市環境局環境総括室環境衛生課 担当 上坂 高坂

所在地：〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目4番地

連絡先：TEL0798-35-0002 FAX0798-35-0010

E-mail：市ホームページ環境衛生課（問合せメールフォーム）（※）

※市ホームページ環境衛生課（問合せメールフォーム）へのアクセスは、本市のホームページ（<https://www.nishi.or.jp>）の「トップページ>西宮市の組織（組織からさがす）>環境局>環境総括室>環境衛生課」で可能。

4. 企画提案書提出者の選定（1次選定）

本業務の公募型プロポーザルへ参加申込をした者の中から、企画提案者審査基準第3条

(1) 業務遂行能力（A項目）について審査し、上位5社を企画提案書の提出者として選定する。（参加申込をした者が5社以下の場合は、全社を企画提案書の提出者とする。）

5. 「選定通知兼質問及び企画提案書提出依頼書」等の送付

1次選定を行った後、提案者に選定された者に対しては、「選定通知兼質問及び企画提案書提出依頼書」（様式第7号）にて通知する。また、1次選定において、企画提案書の提出者に選定されなかった者には、「企画提案書提出者の選定等について」（様式第8号）にて通知する。

（1）「選定通知兼質問及び提案依頼書」等の送付時期

令和3年7月6日（火）

※電子メール及び原本の郵送をもって通知する。

6. 質問等の受付

特記仕様書（案）等の内容について質問等ある場合は、事前連絡の上、質問書（様式第5号）を以下の期限までに電子メールで提出すること。

（1）提出期間

令和3年7月6日（火）～令和3年7月12日（月）17:00 必着

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

※電話での質疑は受け付けない。

（2）質問書の提出先

質問書（様式第5号）を電子メールにて「第3-3-（4）提出先」へ提出すること。

（3）質問書に対する回答期限

令和3年7月14日（水）

（4）回答方法

質問及び回答を一覧表にまとめ、企画提案書の提出者全員に対して質問及び回答を電子メールで送付する。

7. 提出書類について

（1）提出書類一覧

①企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・正1部、副（コピー可）9部

※A4サイズ（片面、両面どちらでも可）とし、合計10枚以内とする。

※次の項目は必ず記載すること。

①-1:本市が行った令和2年度空家等実態調査の結果を基に、本市の空き家に関する課題を導き出す方法について

①-2:今後、想定される本市の空き家に関する課題とその課題を解決するためのアイデアについて

②見積書（様式第6号）・・・・・・・・・・正1部、副（コピー可）9部

③作業工程表（任意様式）・・・・・・・・・・正1部、副（コピー可）9部

④その他企画提案書に記載した関連資料・・・正1部、副（コピー可）9部

(2) 提出書類の作成要領及び注意事項

- ①上記（1）の提出書類は漏れなく提出すること。また、以下の各注意事項をよく読んだ上で記載すること。
- ②原則として提出書類はA4サイズとする。提出書類によってA3サイズとなる場合は、A4サイズに折り込むこと。
- ③提出書類は上記（1）①～④の順にA4-S判フラットファイルに綴り、各書類にインデックスを付けること。なお、別に添付書類を付ける場合は、「添付書類一覧表」を作成し、番号順に並べ、書類と書類の間には添付書類番号を記入したインデックスをつけた分界紙を入れること。
- ④見積書は封筒に入れて封印し、封筒表面に応募者名を記入の上、提出すること。また、見積書には内訳書を添付すること。
- ⑤企画提案書に記載する項目については、本提案者募集要項第3-7-(1)、別紙の特記仕様書（案）、企画提案者審査基準を参照し、企画提案書を作成すること。
- ⑥提出書類①～④の正1部については、企画提案者を判別できるような名称・ロゴマークを使用し、副9部については企画提案者を判別できるような名称・ロゴマークを使用しないこと。

(3) 見積書（様式第6号）

- ①見積書は、様式第6号の書式に従い見積実施日、案件名、法人等名称、法人等所在地、代表者名、見積金額、法人等印及び代表者印があること。
- ②見積書には様式第6号の書式に従って内訳及び単価表をつけること。
- ③見積書の金額と内訳書のコピー金額が相違している場合は、失格となるため注意すること。

(4) 提出期間

令和3年7月6日（火）～令和3年7月20日（火）17:00必着

受付時間 8:30～17:00

郵送の場合は令和3年7月20日（火）17:00必着

- ※ 郵送される場合は郵便事情を考慮すること。
- ※ 土日祝及び受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(5) 提出先

「第3-3-(4) 提出先」へ提出すること。

8. その他留意事項

- (1) 提案は一応募者一提案とする。
- (2) 書類提出にかかる諸費用は、全て提出者の負担とする。
- (3) 提出期限までに提出書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 提出書類の提出後は、差し替え及び追加は一切認めない。
- (5) 提出書類に記載された統括技術者、主任技術者等は受託後にやむを得ない事情を除き、原則変更できないものとする。
- (6) 提出された書類及び資料は返却しない。提出された書類及び資料は西宮市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

9. 辞退について

提案者の諸事情により辞退する場合は、参加辞退書（様式第 11 号）に必要事項を記入し、提出すること。

なお、参加辞退書（様式第 11 号）を提出する際には、必ず事前に西宮市環境衛生課へ電話連絡した後、参加辞退書の提出を行うこと。

(1) 提出方法

持参又は郵送するものとし、電子メールによる提出は一切受け付けない。

(2) 提出先

「第 3 - 3 - (4) 提出先」へ郵送または持参により提出すること。

第 4. 企画提案書の特定及び受託候補者の選定

1. 企画提案書の特定の方法

提出書類の内容の評価に、企画提案書の提出者が行うプレゼンテーション及び企画提案書の提出者に対するヒアリングの評価を加え、総合評価により審査委員会が企画提案書を特定する。

プレゼンテーション及びヒアリングでは、業務作業計画、本市の実情を勘案した上での独自の提案等について確認を行う。

※プレゼンテーション及びヒアリング実施日など

実施日：令和 3 年 8 月 5 日（木）（予定）

注①：実施日は予定であり、前後する場合がある。

注②：開催日時・場所は提案各団体へ別途通知しますので、担当者及び責任者が出席すること。

注③：当日は事前に提出された企画提案書類に基づき、30 分程度の質疑応答を行う予定。質疑応答の冒頭に 5 分程度、提案内容に関するプレゼンテーションを行っていただく予定。

2. 評価基準及び審査項目

審査委員会は、企画提案者審査基準に基づき提案内容に対する評価の評価点を算出する。ただし、企画提案者審査基準第3条（1）業務遂行能力（A項目）については審査委員会事務局等が採点し、審査委員会委員全員の承認を得たものを審査委員会の評価点とする。企画提案者審査基準第3条（2）提案内容に対する評価（B項目）については各委員の平均点をもって審査委員会の評価点とし、企画提案者審査基準第3条（3）価格評価（C項目）の評価点については、（別表1）評価項目別審査基準に記載されている算定式により算出したものを審査委員会の評価点とする。このような方法により算出した審査委員会の評価点についてA項目、B項目、C項目の合計点が最も高い企画提案書を一つ特定する。

ただし、最高得点を獲得した企画提案書が複数あった場合は、審査委員会の議決により企画提案書を特定する。

審査項目	採点割合	評価基準
①業務遂行能力（A項目）	32 / 100	企画提案者審査基準
②提案内容に対する評価（B項目）	58 / 100	
③価格評価（C項目）	10 / 100	

3. 受託候補者の選定

審査の結果、特定した企画提案書の提出者を受託候補者として選定する。

受託候補者が失格となった場合及び受託候補者が契約に応じない場合には、次順位の企画提案書の提出者を受託候補者として選定する。

なお、審査は受託候補者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は別途行う。

4. 選定結果の通知

- ・選定結果は、企画提案書の提出者全員に文書（様式第13号または様式第14号）で通知する。
- ・選定結果は、市ホームページに公表する。

5. 失効及び無効

- ・提出期限、提出先、提出方法が本市の指定と異なっている場合。
- ・提案の見積金額が業務委託予算限度額を超えている場合。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。

第5. その他留意点

- (1) 参加申込を行う前に、本募集要項を熟読すること。
- (2) 「第4. 審査及び選定等」において選定された法人等は受託候補者であり、実際の契約については契約管理課を通じて行う。なお、契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。本市のホームページ (<https://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約に関する規則・要綱・基準等>契約書(契約約款)>特約・契約書」で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。
- (3) 選定の理由、選定結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。
- (4) 市は、郵便及び電子メール等に関する事故については、一切責任を負わない。

以上

【問合せ先】

西宮市環境局環境総括室環境衛生課 上坂 高坂

〒662-0934

西宮市西宮浜3丁目4番地

TEL : 0798-35-0002

FAX : 0798-35-0010

E-mail : 市ホームページ環境衛生課(問合せメールフォーム) (※)

※市ホームページ環境衛生課(問合せメールフォーム)へのアクセスは、本市のホームページ (<https://www.nishi.or.jp>) の「トップページ>西宮市の組織(組織からさがす)>環境局>環境総括室>環境衛生課」で可能。